

非常用エレベーターについて

○非常用エレベーターに関する規定

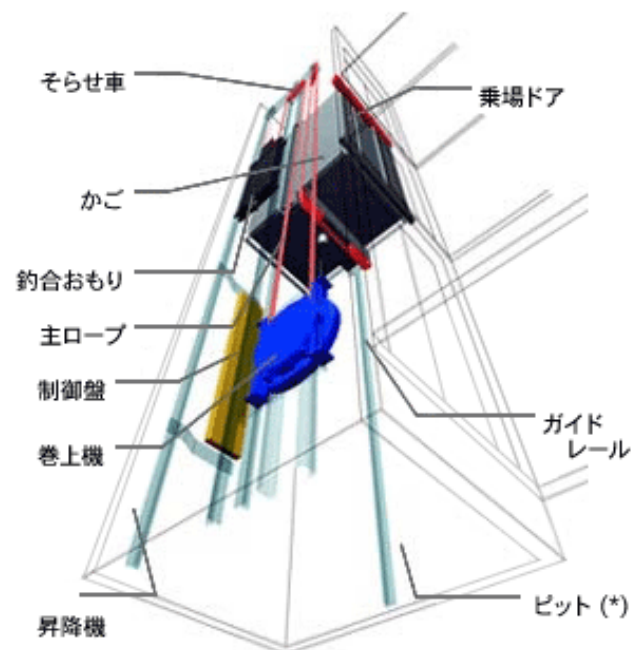
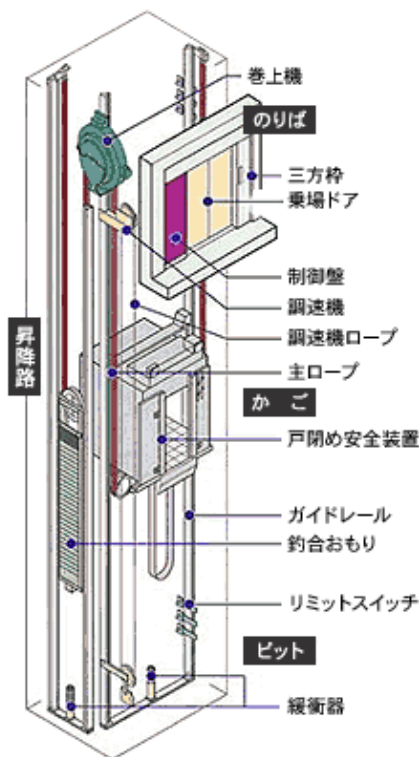
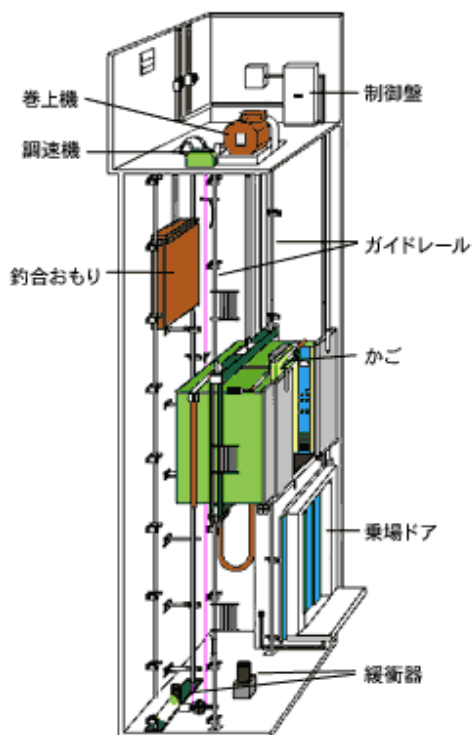
法第34条第2項 高さ31メートルをこえる建築物（政令で定めるものを除く。）には、非常用の昇降機を設けなければならない。

⇒エレベーターの規定に加え、令第129条の13の3の規定（非常用の昇降機の設置及び構造）も適用される。

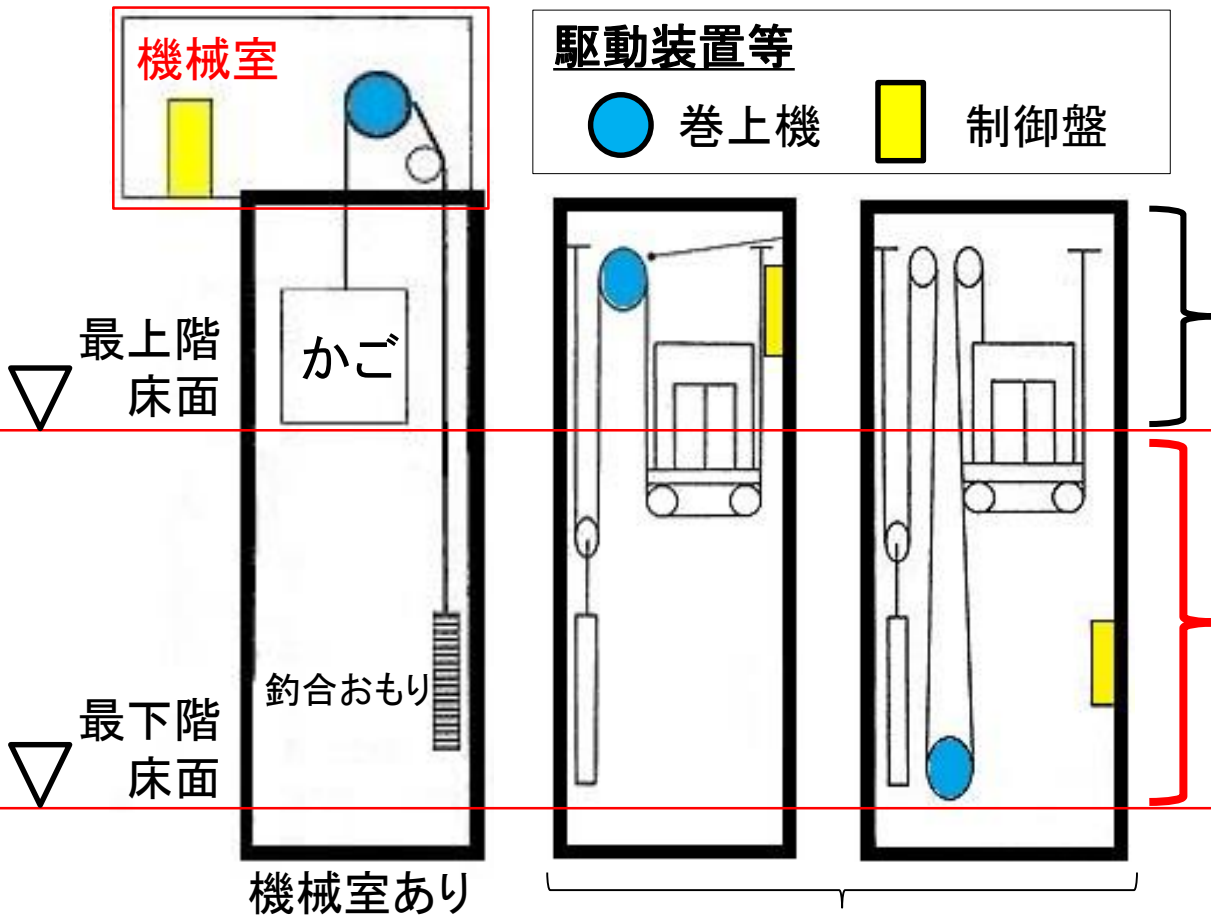
1 従来より認められてきた
機械室のある非常用エレベーター

2 平成27年12月に追加した
機械室なし非常用エレベーター

3 今回新たに追加する
機械室なし非常用エレベーター



(*) 昇降行程の最下階床下に設けられた空間で、緩衝器等を設置したり保守作業を行う。エレベーターの定格速度によって深さの最小値が定められている。



<機械室なし非常用エレベーターへの規制>

駆動装置等の昇降路への設置

現行(平成27年12月28日施行)

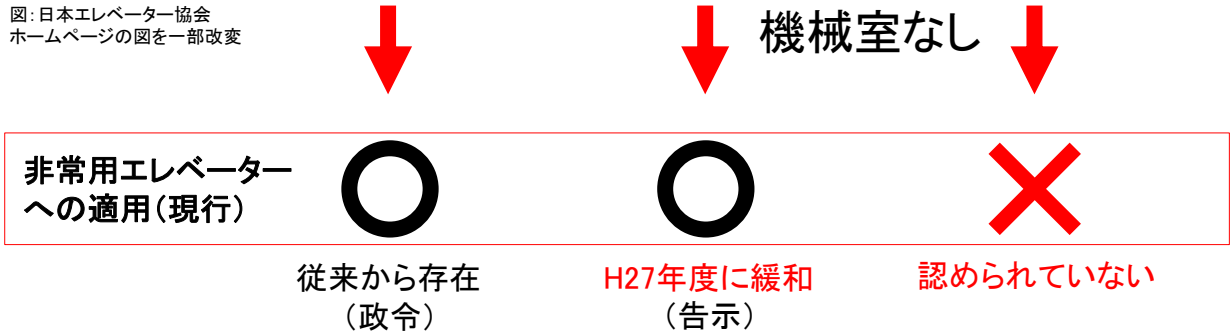
駆動装置等は、籠が停止する**最上階の床面より上方**に設けなければならない。



改正案

有効な防水の措置(IPX2相当)を講じた場合には、**最下階の床面より上方**に設けることができることとする。

図: 日本エレベーター協会 ホームページの図を一部改変



IPコードとは

JISC0920「電気機械器具の外郭による保護等級(IPコード)」による、水に対する保護等級。IPX0からIPX8までである。